



Q-Board

平成 23 年 11 月 22 日

各 位

上場会社名：ジェイエムテクノロジー株式会社
(コード番号：2423 Q-Board)
本社所在地：福岡市博多区下川端町 3 番 1 号
代表者名：代表取締役会長兼社長 植木 一夫
問合せ先：管理本部長 柴田 義治
電話番号：092-272-4151
(URL <http://www.jmtech.co.jp/>)

親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 11 月 29 日付で、以下のとおり当社の親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主に異動が発生する予定となりましたので、お知らせいたします。

記

1. 異動が生じた経緯

株式会社豆蔵OSホールディングス（コード番号 3756 東京証券取引所マザーズに上場、以下「公開買付者」といいます。）が平成 23 年 10 月 7 日より実施しておりました、当社普通株式及び当社新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、平成 23 年 11 月 21 日をもって終了し、公開買付者により本公開買付けの結果について、本日、公開買付者から当社普通株式 14,232 株（議決権数：14,232 個、総株主等の議決権に対する割合：97.06%）の応募があった旨の報告がありました。

この結果、公開買付者は、平成 23 年 11 月 29 日（本公開買付けの決済の開始日）付で当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなります。併せて、当社の主要株主であり筆頭株主でありました当社代表取締役植木一夫氏は、その保有する当社普通株式の全てについて本公開買付けに応募した結果、同日付で、主要株主に該当しないこととなります。

なお、本公開買付けの結果等の詳細につきましては、本日、別途開示しております「株式会社豆蔵OSホールディングスによる当社株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」をご参照下さい。

2. 異動する株主の概要

(1) 新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

① 商 号	株式会社豆蔵OSホールディングス
② 本 店 所 在 地	東京都新宿区西新宿二丁目 1 番 1 号
③ 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 荻原紀男
④ 事 業 内 容	持株会社
⑤ 資 本 金	802 百万円

⑥ 設 立 年 月 日	平成 11 年 11 月 11 日	
⑦ 大株主及び持株比率(注) (平成 23 年 3 月 31 日現在)	情報技術開発株式会社	16.56%
	日本証券金融株式会社	2.26%
	豆蔵 OS グループ従業員持株会	1.77%
	株式会社ワイ・ディ・シー	1.61%
	荻原紀男	1.50%
	日本生命保険相互会社	1.13%
	和田成史	1.06%
	羽生田栄一	0.81%
	ソシエテ ジェネラル バンク アンド トラスト シンガポール カスト アセット メイン アカウント スクリプレス (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	0.81%
	坪田研也	0.80%
	福富三雄	0.80%
⑧ 当社と当該会社との関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(注)持株比率とは、発行済株式総数に対する所有割合をいいます。

(2) 主要株主に該当しないこととなる株主の概要

① 氏 名	植木 一夫
② 住 所	福岡県福岡市早良区
③ 上場会社と当該株主の関係	当社代表取締役会長兼社長

3. 当該株主の所有株式数（議決権の数）及び総株主の議決権の数に対する割合

(1) 株式会社豆蔵OSホールディングス

	属性	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合※	大株主順位
異動前	—	0 個 (0 株)	0.00%	—
異動後	親会社及び主要株主 である筆頭株主	14,232 個 (14,232 株)	97.06%	第 1 位

(2) 植木一夫氏

	属性	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合※	大株主順位
異動前	主要株主である 筆頭株主	7,962 個 (7,962 株)	54.29%	第 1 位
異動後	—	0 個 (0 株)	0.00%	—

(注 1) 「議決権の数 (所有株式数)」について、間接所有分はございません。

(注 2) 上記の「総株主の議決権の数に対する割合」は、当社の平成 23 年 11 月 22 日現在の総株主の議決権の数 (発行済株式総数(17,718)から自己株式の数(3,055)を控除した株式数に係る議決権の数) である 14,663 個を分母として算出しております。

(注 3) 「総株主の議決権の数に対する割合」は、小数点以下第三位を切り捨てしております。

4. 異動予定日

平成 23 年 11 月 29 日 (本公開買付けの決済の開始日)

5. 今後の見通し

平成 23 年 10 月 6 日付当社プレスリリース「株式会社豆蔵OSホールディングスによる当社株券等に対する公開買付けに関する賛同表明についてのお知らせ」(以下「平成 23 年 10 月 6 日付当社プレスリリース」といいます。)でお知らせしておりますとおり、公開買付者は、当社を公開買付者の完全子会社とする取引の一環として本公開買付けを行なっておりましたが、上記のとおり、本公開買付けにより当社の発行済株式の全て (当社が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかったことから、平成 23 年 10 月 6 日付当社プレスリリース「(6) 本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項)」記載の一連の手続きに従って、公開買付者は、当社の発行済株式の全て (当社が所有する自己株式を除きます。)を取得することを予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うことにより、当社を会社法 (平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)の規定する種類株式発行会社とし、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項 (会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。)を付すことを内容とする定款の一部変更を行い、また、③当社が全部取得条項の付された当社の普通株式の全部 (ただし、当社が所有する自己株式を除きます。)を取得し、当該取得と引き換えに普通株式とは別個の種類の当社の株式を交付すること、以上①乃至③を付議議案に含む臨時株主総会 (以下「本臨時株主総会」といいます。)の開催を当社に要請する予定であるとのことです。また、かかる手続きの実行に際して、本臨時株主総会において上記①が承認された場合、当社は会社法の規定する種類株式会社となりますが、上記②については、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会 (以下「本種類株主総会」といいます。)の決議が必要となります。そのため、公開買付者は、当社に対し、本臨時株主総会と同日に本種類株主総会を開催することを要請する予定であるとのことです。また、公開買付者は、本臨時株主総会および本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定であるとのことです。

なお、公開買付者は、本臨時株主総会および本種類株主総会を原則として平成 24 月 1 月中を目処に実施するよう、当社に対して要請する予定であるとのことです。当社の本臨時株主総会および本種類株主総会において、上記議案が承認され、上記各手続きが実行された場合、当社の発行する全ての普通株式は、全部取得条項が付された上で、その全て (当社が所有する自己株式を除

きます。)が当社により取得され、当社の株主には当該取得の対価として当社の発行する別個の種類
の当社株式が交付されることとなりますが、当社の株主のうち、新たに発行される別個の種類
の当社株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、関係法令に定める手続きに従い、
当該端数の合計数(合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。)を売却する
こと(当社がその全部又は一部を買い取ることを含みます。)によって得られる金銭が交付される
こととなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類株式の売却価格については、
当該売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額が、本公開買付けにおける当社普通株
式の買付価格に当該各株主が保有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算
定され、その上で裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定です。また、全部取得条
項が付された当社普通株式の取得の対価として新たに交付する当社株式の種類および数は、本日
現在未定ですが、公開買付者は、当社の完全子会社化を実施するために、本公開買付けに応募し
なかった当社の株主に対し交付しなければならない当社株式の数が1株に満たない端数となるこ
とを予定しているとのことです。

もっとも、関係法令についての当局の解釈等の状況等によっては、その実施方法に変更が生じ
る可能性があるとのことです。但し、その場合でも、公開買付者が当社の完全子会社化を実施す
る場合には、当社の株主に対して、関係法令に基づく手続きに従い、最終的に金銭を交付する方
法を採用することが予定されております。これらの場合における当該金銭の額についても、本公
開買付けにおける当社普通株式の買付価格に当該各株主が保有していた当社普通株式の数を乗じ
た価格と原則として同一となるように算定されることが予定されているとのことです。

当社普通株式は、現在、福岡証券取引所Q-B o a r d市場に上場されておりますが、上記の
各手続きを実行することにより公開買付者が当社普通株式の全て(当社が所有する自己株式を除
きます。)を保有することを企図しておりますので、その場合には、当社普通株式は福岡証券取引
所Q-B o a r d市場における上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となります。
なお、上場廃止後は、当社普通株式を福岡証券取引所Q-B o a r d市場において取引すること
ができなくなります。

今後の具体的な手続きについては、決定次第、金融商品取引所等を通じて速やかに公表いたし
ます。

6. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等
該当事項はありません。

以上